

未支給年金の請求範囲の拡大

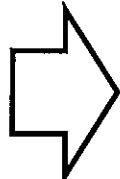
(具体的な改正内容)

- ・年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなるが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができる。
- ・この未支給年金を請求することができる親族の範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)までに拡大する。

<未支給年金の支給範囲>

【現行】

- 生計を同じくしていた
- ・配偶者
 - ・子
 - ・父母
 - ・孫
 - ・祖父母
 - ・兄弟姉妹



【見直し案】

- 生計を同じくしていた
- ・配偶者
 - ・子
 - ・父母
 - ・孫
 - ・祖父母
 - ・兄弟姉妹
 - ・甥、姪
 - ・子の配偶者
 - ・叔父、叔母
 - ・曾孫、曾祖父母
 - ・上記の者の配偶者 等